

BLE タグを使った地域共助
見守りシステムに関する
協定書

令和 7 年 1 月 17 日

高松市
ソフトバンク株式会社

BLE タグを使った地域共助見守りシステムに関する協定書

高松市（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、BLE タグを使った地域共助見守りシステム（以下「見守りシステム」という。）について、次のとおり合意し、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 官民が連携し、社会課題解決につながる新たなサービス創出に向けて取り組む「かがわ DX Lab」におけるワーキンググループ等での活動を通じ、甲及び乙が相互に連携・協力して構築する、見守りシステムを用いた新たなサービスを創出することにより、高齢者をはじめとする市民が、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備し、もって地域福祉の向上と、市民の地域共助意識の醸成に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) BLE タグを活用した見守りシステムの開発協力
- (2) BLE タグの配布、検知器の設置及び専用アプリケーションソフトウェア（以下、「専用アプリ」という。）のダウンロード促進に関する協力
- (3) 市内における実証実験の実施協力
- (4) その他、目的達成に必要と認められる事項

（協力の実施等）

第3条 乙は、見守りシステムの構築のため、BLE タグ、検知器、専用アプリ等の開発を行い、甲は、乙が開発する検知器の設置及び、BLE タグの配布並びに専用アプリのインストール等にかかる周知等に協力する。

- 2 前項の規定に基づき設置した検知器の管理、更新、撤去、及び処分については、乙が行うものとする。なお、実証実験における見守りシステムの高松市民への提供に関して、乙は自己責任で利用者となる高松市民と利用契約を締結するものとする。
- 3 甲及び乙は、見守りシステムの構築に必要な市内一部地域での実証実験の計画立案、調整、実施、及び効果検証等を協力して行う。
- 4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互理解による信頼関係と協力関係を構築するとともに、見守りシステムを継続的に実施できるよう、その体制の確立に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に係る費用について、別途甲乙間において合意がなされた場合を除き、自己が担う役割を遂行する上で生じた費用については自らが負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務省の「デジタル技術を活用した地域課題解決のための通信インフラなどの補助事業（地域社会 DX 推進パッケージ事業）」にかかる以下の費用については、当該補助事業の補助金を適用する。なお、補助金適用の手続き等は乙が行うものとし、甲の費用負担はないものとする。

- (1) 2026年2月1日から2027年1月末日までの1年間（以下「実証期間」という。）における高松市民に対する見守りシステムの提供費用
- (2) 見守りシステムのシステムや専用アプリ開発、運用、機器、チラシ等に要する費用
- 3 実証期間終了後に本協定に基づき見守りシステムの提供を継続する場合、実証期間終了後の見守りシステム提供及び運用等にかかる費用並びに提供方法は、甲乙協議の上決定するものとする。

（知的財産権の帰属）

- 第5条 甲及び乙が単独で開発又は取得した著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の一切の権利（以下「本件権利」という。）は、当該単独で開発又は取得した当事者が専有する。
- 2 甲及び乙が共同で開発又は取得した本件権利の帰属については、協議の上、覚書等により定める。
- 3 甲及び乙が従前から保有し又は新規に取得した本件権利で、他方の業務実施に必要な場合は、無償で権利の許諾を行うものとする。

（個人情報及び秘密保持）

- 第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施にあたり取得した個人情報及び業務上知り得た秘密情報を、法令等を遵守し、適切に管理・利用しなければならない。
- 2 甲及び乙は、自己以外の相手方の情報を本協定の目的以外のために使用してはならず、また事前の書面による承諾なく第三者に漏らし、若しくは公表してはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する情報については、前項の義務を負わない。
- (1) 知得した際、既に保有していたことを証明できる情報
 - (2) 知得した後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (3) 秘密保持を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (4) 独自に開発して得たことを証明できる情報
- 4 甲及び乙は、法令に基づき秘密情報の開示義務を負う場合、原則として事前に（手続の性質等により困難な場合は事後速やかに）、相手方に通知の上、最低限の秘密情報を開示することができる。
- 5 本条の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第7条 甲及び乙は、自らまたはその役員及び経営に実質的な支配力を及ぼす従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当せず、今後も該当しないこと、また反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為、違法行為または法的な責任を超えた不当な要求行為、偽計または威力を用いて業務を妨害し、または信用を毀損する行為を行わないことを確約する。

3 前項に違反し、除名等の措置がとられた場合、他方は当該除名について一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本協定に違反したことにより相手方または第三者に損害を与えた場合、当該違反当事者が自己の責任と費用負担においてこれを賠償し、他方当事者に一切の迷惑、支障や損害等を及ぼさないものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定にもとづく権利義務は、第三者に譲渡することができない。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも何らかの意思表示のない場合は、同一条件を以って更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第11条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は協定の運用に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年11月17日

香川県高松市番町一丁目8番15号

(甲) 高松市

高松市長 大西 秀人

東京都港区海岸一丁目7番1号

(乙) ソフトバンク株式会社

執行役員 次世代戦略本部 本部長 河西 慎太郎